明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○作物統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　一
〔告　示〕
○平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件（農林水産一一四〇）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第三十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月六日

農林水産大臣　坂本　哲志

作物統計調査規則の一部を改正する省令

作物統計調査規則（昭和四十六年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
（削る）	４　この省令において「被害量」とは、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病虫害、鳥獣害及びその他異常の事象又は不慮の事故（以下「災害等」と総称する。）により、作物の収穫量が当該災害等を受けなかつたとした場合に比べて減収する量をいう。
４　（略）	５　（略）
（調査の種類及び区分）	（調査の種類及び区分）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　作況調査は、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。	３　作況調査は、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査に区分する。
（調査の範囲）	（調査の範囲）
第六条　面積調査は、耕地面積調査にあつては全ての耕地、作付面積調査にあつては農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。	**第六条**　面積調査は、耕地面積調査にあつてはすべての耕地、作付面積調査にあつては農林水産大臣が定める種類の作物ごとに農林水産大臣が定める地域について行う。